

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）  
分 担 研 究 報 告 書

技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究  
—更生相談所に対する実態調査—

研究分担者 氏名：中村 隆 所属：国立障害者リハビリテーションセンター研究所

研究要旨

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関である。しかし、近年の細分化、複雑化する補装具費支給制度においては、より高い技術的知識と総合的な判断力が要求される。これに対し、更生相談所のマンパワー不足、特に専門的知識を有する者の不足が指摘されている。そこで、今回、全国の更生相談所77施設に対し、判定にかかわる職種およびその雇用状況、判定件数、制度に関する情報収集状況等について、アンケート調査を行った。

調査結果からは、更生相談所における常勤医師の不足、専門知識を有する専門職の不足が明らかとなり、更生相談所の現状が把握できた。更生相談所は支給制度の周知に勤めているものの、支給制度の円滑な運用には厚生労働省からの情報提供と周知が重要である。今後の補装具を取り巻く社会情勢変化に対応するには、更生相談所の現状に対する課題に対し、多様な角度からの検討が必要であると考えられた。

A. 研究目的

更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関である。しかし、近年の多様化、複雑化する補装具費支給制度においては、より高い技術的知識と総合的な判断力が要求され、更生相談所のマンパワー不足、特に専門的知識を有する者の不足が指摘されている。そこで今回、全国の更生相談所 77 施設に対し、判定にかかわる職種およびその雇用状況、判定件数、制度に関する情報収集状況等について、アンケート調査を行った。

B. 研究方法

- 調査対象：全国の更生相談所 77 施設
- 調査方法：Microsoft Forms による Web アンケート
- 調査期間：令和 7 年 2 月～3 月
- 調査項目

I. 回答者情報

- ・ データ入力者の職種

- ・ 更生相談所が管轄する地域のおおよその人口規模

II. 補装具判定の環境

- a) 判定に関わる専門職の職種、人数および雇用形態（常勤又は非常勤）
- b) 義肢装具の判定における当該義肢装具を製作した事業者の義肢装具士の立ち合い状況
- c) 障害者（障害児を除く）の新規支給・再支給（修理を除く）における補装具（義肢・装具・車椅子・電動車椅子・特例補装具）判定の形式と年間のおおよその件数
- d) 特例補装具に関する判定会議の開催の有無及び開催形式・頻度

III. 支給制度に関する教育、研修について

- ・ 支給制度改正時の周知方法
- ・ 新しい補装具や完成用部品の情報入手経路
- ・ 支給制度に関する勉強会の必要性

IV. フリーコメント

□なお、調査対象期間は過去3年間とし、数値記入を求める質問では1年当たりの数値とした。

(倫理面への配慮)

調査の実施にあたっては、補装具判定専門委員会及び全国身体障害者更生相談所長協議会役員会で調査内容を報告し、調査を依頼した。収集するデータには更生相談所名および個人に関する情報は除いた。

C. 研究結果

77施設中64施設より回答を得た。回答率は83%であった。

以下、アンケートの質問と回答を示す。

I. 回答者情報

Q1. 回答する方の職種を教えてください。

A: 回答を図1に示す。

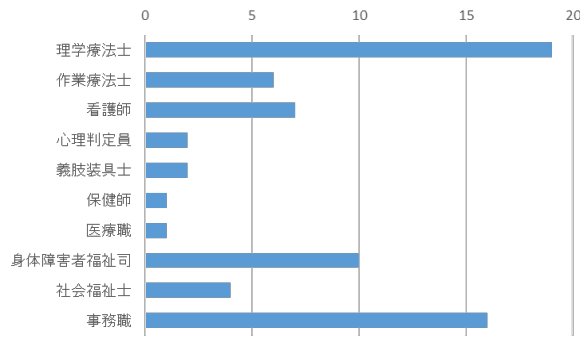


図1 回答者の職種

Q2. 貴所が管轄する地域のおおよその人口規模を教えてください。(10万人単位で)

A: 回答を図2に示す。

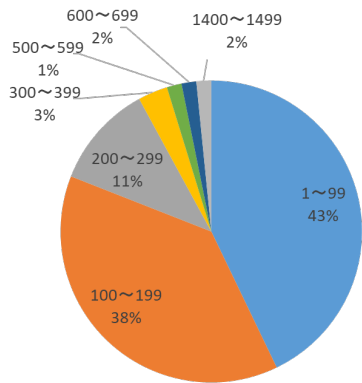


図2 回答施設の人口分布

II. 補装具判定の環境

a) 判定に関わる専門職の職種、人数および雇用形態(常勤又は非常勤)

Q3. 補装具判定に係わる医師の配置について教えてください。(複数選択可)

選択肢

☐ 常勤医師を配置している。

☐ 非常勤医師を配置している。

☐ 医師の配置はない。

A: 回答を図3に示す。

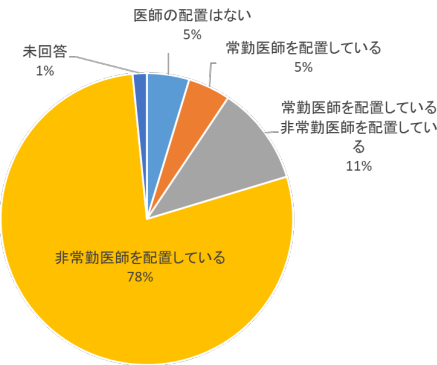


図3 医師の配置 (n=64)

非常勤医師を配置している更生相談所が最も多く、常勤医師がいる更生相談所は16%(10施設)であった。一方、約9割の更生相談所が非常勤医師を配置しており、判定に関する医師を非常勤医師に依存している現状がうかがえた。また、医師の配置はないと回答した更生相談所も5%(3施設)あった。なお、嘱託医は非常勤に含めた。

Q4. Q3で「常勤医師を配置している。」と回答した方へお聞きします。人数を教えてください。

A: 回答を表1に示す。

表1 常勤医師の配属人数と施設数 (n=10)

| 配置人数(人) | 施設数 |
|---------|-----|
| 1       | 5   |
| 2       | 1   |
| 3       | 1   |
| 4       | 1   |
| 5       | 1   |
| 6       | 1   |

常勤医師が一人のみの更生相談所が半数であった。

Q5. Q3で「非常勤医師を配置している。」と回答した方へお聞きします。人数を教えてください。

A: 回答を表2に示す。

表2 非常勤医師の配属人数と施設数 (n=58)

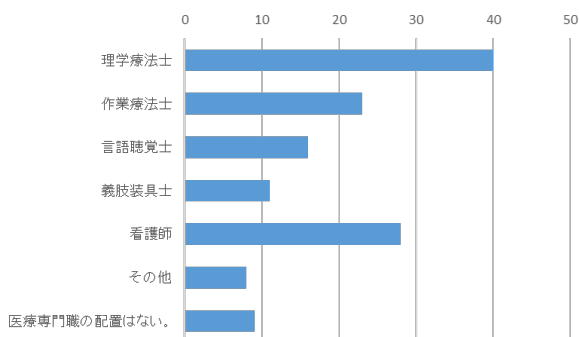
| 配置人数(人) | 施設数 | 割合  |
|---------|-----|-----|
| 1～5     | 29  | 51% |
| 6～10    | 16  | 28% |
| 11～15   | 8   | 14% |
| 16～20   | 2   | 4%  |
| 21～25   | 1   | 2%  |
| 26～30   | 1   | 2%  |
| 30以上    | 1   | 2%  |

約9割の更生相談所で配置される非常勤医師は10名以下であった。

Q6. 補装具判定(※補聴器などすべての種目を含む)に係わっている医療専門職の職種を教えてください(複数回答)。

- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 言語聴覚士
- ・ 義肢装具士
- ・ 看護師
- ・ その他
- ・ 医療専門職の配置はない。

A: 回答を図4に示す。



判定に関わる医療専門職としては、理学療法士の配置が最も多く、半数以上の更生相談所に配置されていた。次いで看護師、作業療法士の順であった。

医療専門職の配置はないと回答した更生相談所は9施設であった。

Q7. Q6で「理学療法士」を選択した方にお聞きします。雇用形態(常勤か非常勤か)と人数について教えてください。

A: 回答を表3に示す。

表3 更生相談所の理学療法士の雇用形態

| 人数(人) | 施設数      |          |
|-------|----------|----------|
|       | 常勤(n=37) | 非常勤(n=8) |
| 1     | 27       | 5        |
| 2     | 3        | 1        |
| 3     | 5        | 0        |
| 4     | 1        | 0        |
| 5     | 1        | 0        |
| 6以上   | 0        | 2        |

常勤の理学療法士を雇用している更生相談所が多い。

Q8. Q6で「作業療法士」を選択した方にお聞きします。雇用形態(常勤か非常勤か)と人数について教えてください。

A: 回答を表4に示す。

表4 更生相談所の作業療法士の雇用形態

| 人数(人) | 施設数      |          |
|-------|----------|----------|
|       | 常勤(n=19) | 非常勤(n=7) |
| 1     | 16       | 6        |
| 2     | 0        | 1        |
| 3     | 2        | 0        |
| 4     | 0        | 0        |
| 5     | 1        | 0        |

常勤の作業療法士を雇用している更生相談所も多い。

Q9. Q6で言語聴覚士を選択した方にお聞きします。雇用形態(常勤か非常勤か)と人数について教えてください。

A: 回答を表5に示す。

表5 更生相談所の言語聴覚士の雇用形態

| 人数(人) | 施設数      |          |
|-------|----------|----------|
|       | 常勤(n=10) | 非常勤(n=8) |
| 1     | 8        | 5        |
| 2     | 1        | 3        |
| 3     | 0        | 0        |
| 4     | 1        | 0        |

言語聴覚士は常勤と非常勤がほぼ同数であった。

Q10. Q6で「義肢装具士」を選択した方にお聞きします。雇用形態（常勤か非常勤か）と人数について教えてください。

A: 回答を表6に示す。

表6 更生相談所の義肢装具士の雇用形態

| 人数(人) | 施設数     |          |
|-------|---------|----------|
|       | 常勤(n=4) | 非常勤(n=8) |
| 1     | 2       | 6        |
| 2     | 1       | 0        |
| 3     | 1       | 2        |
| 4     | 0       | 0        |

常勤の義肢装具士が配置している更生相談所は少なく、非常勤の方が多い。常勤の義肢装具士が配置している更生相談所は4施設であった。

Q11. Q6で「看護師」を選択した方にお聞きします。雇用形態（常勤か非常勤か）と人数について教えてください。

A: 回答を表7に示す。

表7 更生相談所の看護師の雇用形態

| 人数(人) | 施設数      |          |
|-------|----------|----------|
|       | 常勤(n=13) | 非常勤(n=9) |
| 1     | 11       | 7        |
| 2     | 2        | 1        |
| 3     | 0        | 1        |

看護師を配置している施設も少なくない。

Q12. Q6で「その他」を選択した方にお聞きします。具体的な職種と雇用形態（常勤か非常勤か）および人数について教えてください。

A: 「その他」の医療専門職として、「保健師」（7施設に1名が常勤、および1施設に1名が非常勤）と手話通訳士（1施設に1名が非常勤）が配置されていた。

b) 義肢装具の判定における当該義肢装具を製作した事業者の義肢装具士の立ち合い状況

Q13. 義肢装具の判定において当該義肢装具を製作した事業者の義肢装具士は判定に立ち会っていますか。最も多いパターンをお選びください。

- ・ 事業者の義肢装具士が常に立ち会っている。
- ・ 事業者の義肢装具士が必要に応じて立ち会っている。
- ・ 事業者の義肢装具士は立ちあっていないが、更生相談所の義肢装具士が立ち会っている。
- ・ 立ち会っていない

A: 回答を図5に示す。

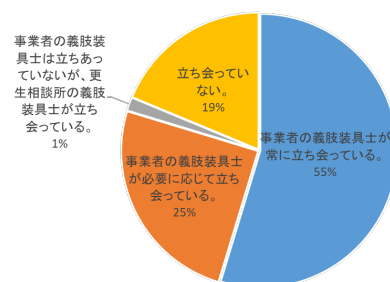


図5 義肢装具の判定における義肢装具士の立ち合い (n=64)

8割の施設で義肢装具士が判定に立ち会っているが、その義肢装具士は事業者の義肢装具士である。

c) 障害者（障害児を除く）の新規支給・再支給（修理を除く）における補装具（義肢・装具・車椅子・電動車椅子・特例補装具）判定の形式と年間のおおよその件数

Q14. 「義肢」の来所判定は年間おおよそ何件ですか（数値をご記入ください）

A: 回答のまとめを表8に示す。

表8 全国更生相談所の来所判定件数：義肢

|     | 件数   |
|-----|------|
| 合計  | 2908 |
| 平均  | 46   |
| 中央値 | 30   |
| 最小値 | 0    |
| 最大値 | 550  |

Q15. 「義肢」の文書判定は年間おおよそ何件ですか（数値をご記入ください）

A: 回答のまとめを表9に示す。

表9 全国更生相談所の文書判定件数：義肢

|     | 件数   |
|-----|------|
| 合計  | 1196 |
| 平均  | 19   |
| 中央値 | 5    |
| 最小値 | 0    |
| 最大値 | 150  |

また、判定件数を10件ごとに分けた更生相談所の施設数を図6に示す。

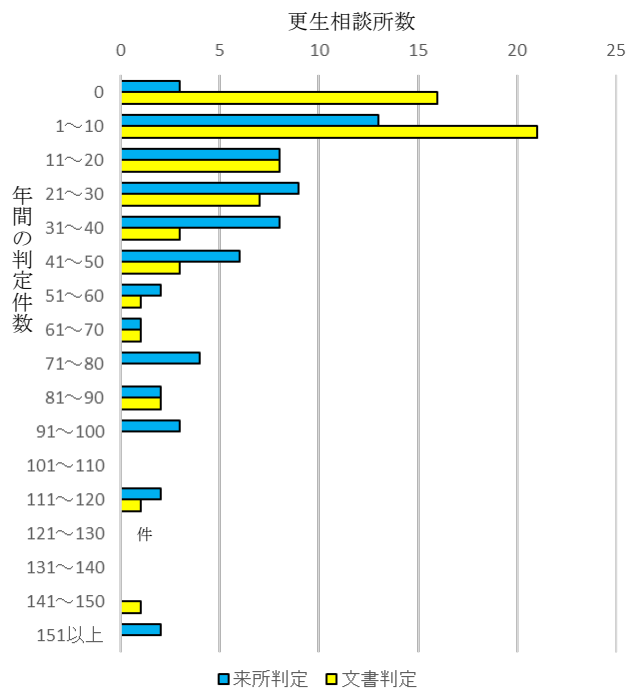


図6 義肢の判定件数と更生相談所数

Q16. 「装具」の来所判定は年間およそ何件ですか（数値をご記入ください）

A: 回答のまとめを表10に示す。

表10 全国更生相談所の来所判定件数：装具

|     | 件数   |
|-----|------|
| 合計  | 6659 |
| 平均  | 104  |
| 中央値 | 41   |
| 最小値 | 0    |
| 最大値 | 1100 |

Q17. 「装具」の文書判定は年間およそ何件ですか（数値をご記入ください）

A: 回答のまとめを表11に示す。

表11 全国更生相談所の文書判定件数：装具

|     | 件数   |
|-----|------|
| 合計  | 8597 |
| 平均  | 134  |
| 中央値 | 100  |
| 最小値 | 0    |
| 最大値 | 850  |

また、判定件数を10件ごとに分けた更生相談所の施設数を図7に示す。

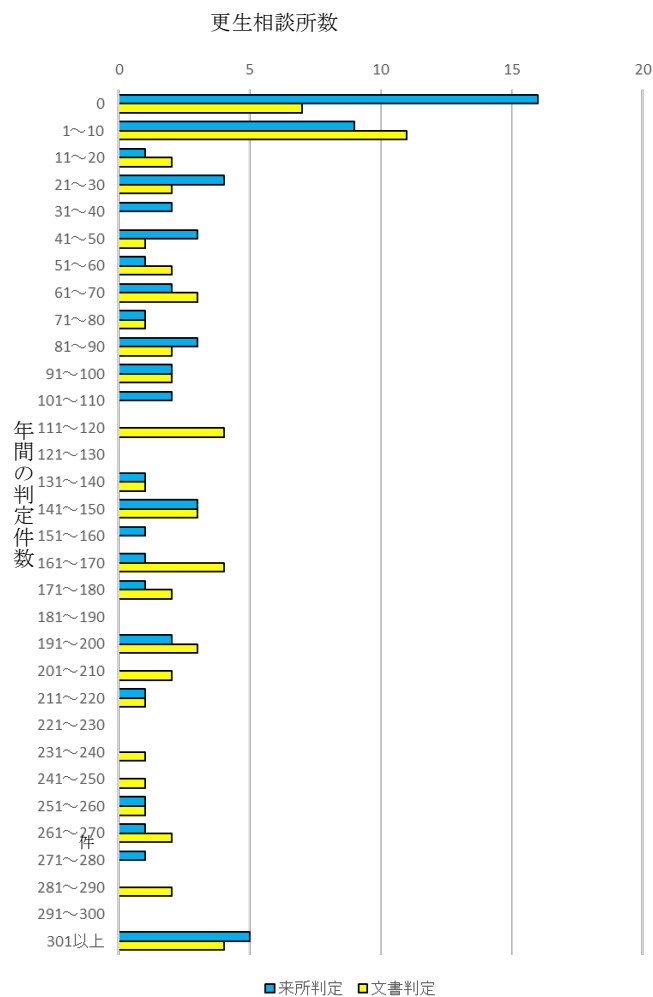


図7 装具の判定件数と更生相談所数

Q18. 「車椅子・電動車椅子(姿勢保持装置は除く)」の来所判定は年間およそ何件ですか（数値をご記入ください）

A:回答のまとめを表 12 に示す。

表 12 全国更生相談所の来所判定件数：車椅子・電動車椅子

|     | 件数   |
|-----|------|
| 合計  | 3810 |
| 平均  | 60   |
| 中央値 | 30   |
| 最小値 | 0    |
| 最大値 | 660  |

Q19. 「車椅子・電動車椅子(姿勢保持装置は除く)」の文書判定は年間およそ何件ですか（数値をご記入ください）

A:回答のまとめを表 13 に示す。

表 13 全国更生相談所の文書判定件数：車椅子・電動車椅子

|     | 件数   |
|-----|------|
| 合計  | 4050 |
| 平均  | 63   |
| 中央値 | 47   |
| 最小値 | 0    |
| 最大値 | 280  |

また、判定件数を 10 件ごとに分けた更生相談所の施設数を図 8 に示す。

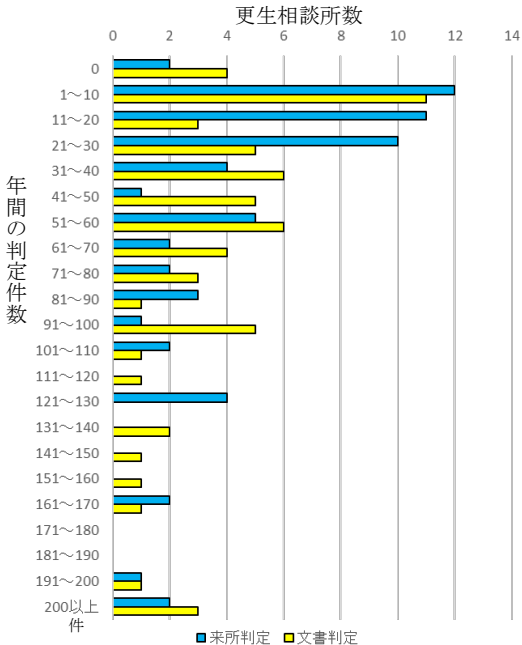


図 8 車椅子・電動車椅子の判定件数と更生相談所数

Q20. 「義肢」、「装具」、「車椅子・電動車椅子」に関して「特例補装具」の来所判定は年間およそ何件ですか（数値をご記入ください）

A:回答のまとめを表 14 に示す。

表 14 全国更生相談所の来所判定件数：特例補装具

|     | 件数  |
|-----|-----|
| 合計  | 242 |
| 平均  | 4   |
| 中央値 | 1   |
| 最小値 | 0   |
| 最大値 | 70  |

Q21. 「義肢」、「装具」、「車椅子・電動車椅子」に関して「特例補装具」の文書判定は年間およそ何件ですか（数値をご記入ください）

A:回答のまとめを表 15 に示す。

表 15 全国更生相談所の文書判定件数：特例補装具

|     | 件数  |
|-----|-----|
| 合計  | 328 |
| 平均  | 5   |
| 中央値 | 1   |
| 最小値 | 0   |
| 最大値 | 90  |

また、判定件数を 10 件ごとに分けた更生相談所の施設数を図 9 に示す。

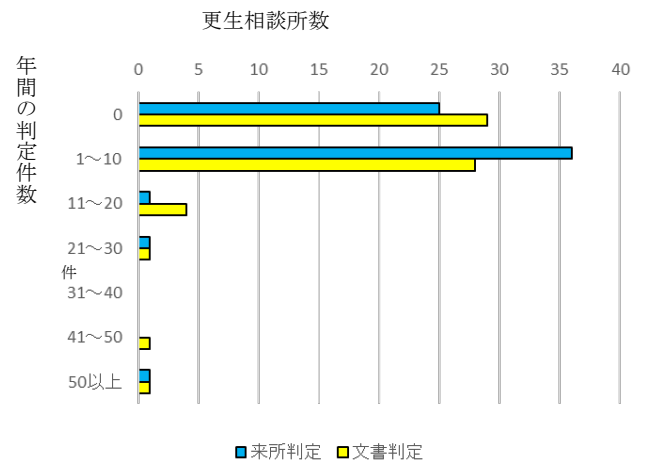


図 8 特例補装具の判定件数と更生相談所数

特例補装具の判定件数は少なく、来所判定と文書判定ともに特例補装具が年間 10 件以下である施設がほとんどであった。

Q22. 「特例補装具」に関する判定会議は開催していますか？

- ・ 必要に応じて随時開催している。
- ・ 定期的で開催している。
- ・ 開催していない。

A: 回答を図9に示す。

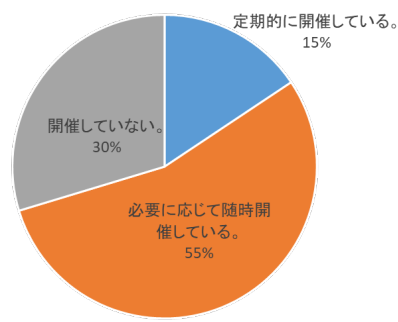


図9 「特例補装具」に関する判定会議の開催 (n=64)

特例補装具に関する判定会議は7割の施設で開催されていた。ただし、定期的で開催している施設は少なかった。

Q23. Q22 で定期的で開催していると回答した方、その頻度を教えてください。

- ・ 週に1回開催している。
- ・ 月に1回開催している。
- ・ 数か月に1回開催している。
- ・ その他

A: 回答を図10に示す。

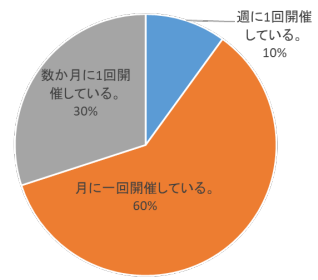


図10 「特例補装具」に関する判定会議の定期開催頻度 (n=10)

特例補装具の判定会議は月1回が多かった。

Q24. Q22 で「必要に応じて、随時開催している。」と回答した方へお聞きします。過去3年間の開催回数は年平均何回ですか。(数値をご記入ください。)

A: 回答のまとめを表16に示す。

表16 特例補装具判定会議が不定期開催の場合の1年あたりの開催回数 (回答施設数 n=28)

|     | 件数  |
|-----|-----|
| 合計  | 206 |
| 平均  | 7   |
| 中央値 | 4   |
| 最小値 | 1   |
| 最大値 | 35  |

また、開催回数を10回ごとに分けた更生相談所の施設数を図11に示す。

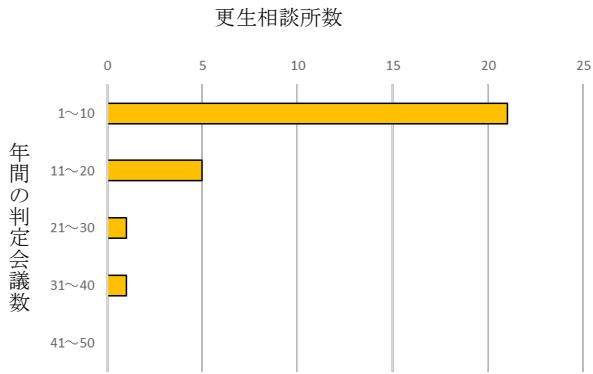


図11 特例補装具判定会議が不定期開催の場合の1年あたりの開催回数と更生相談所数  
年平均は10回未満の施設が多い。

Q25. 補装具費支給事務取扱指針において、来所判定することとなっている種目のうち、内規等により文書判定としている種目はありますか。

A: 回答を図12に示す。



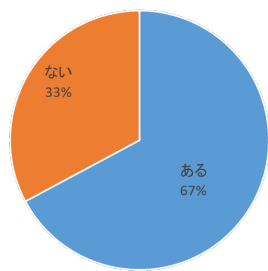


図 12 内規等により文書判定としている種目の有無 (n=64)

3分の2の施設が「ある」と回答した。

**Q26.** Q25で「ある」と回答した方は、文書判定の対象としている種目をお書きください。

A:回答を図13に示す。

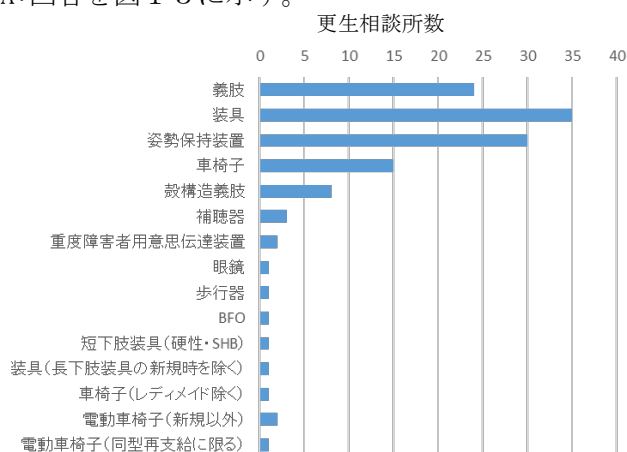


図 13 内規等により文書判定としている種目と更生相談所数

義肢、装具、姿勢保持装置について文書判定としている施設があった。なかでも殻構造義肢や短下肢装具、同型の再支給を文書判定の対象としている施設があった。

**Q27.** Q26に記載した種目の内、更生相談所で処方確認をしていない種目はありますか。

A:回答を図14に示す。

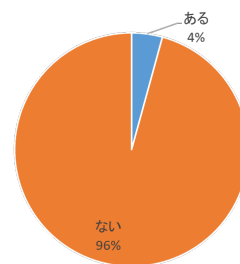


図 14 処方確認をしていない種目の有無 (n=64)  
ほとんどの施設が処方確認をしていた。

**Q28.** Q27で「ある」と回答した方にお聞きます。  
その理由はなぜですか。

A:回答は2施設のみで、

- ・ レディメイド装具
- ・ 処方確認を行う医師や専門職の人的余裕がないため

という理由があげられた。

### III. 支給制度に関する教育、研修について

**Q63** 支給制度が改正された際にはその内容を関係者へどのように周知していますか。(複数回答可)

- ・ 主に事業者を対象とした研修会を開催している。
- ・ 主に市町村に対する研修会を開催している。
- ・ 改正内容を要約した文書を作成し、配布している。
- ・ 特に周知はせず、個別の問い合わせに対応している。
- ・ 何もしていない。
- ・ その他

A:回答を図15に示す。

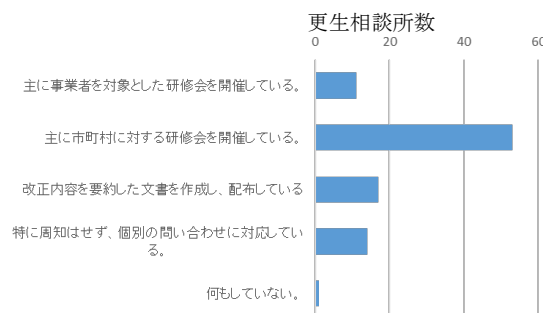


図 15 支給制度が改正された際の周知方法 (n=64)



半数以上の施設が市町村に対し研修会を開催していた。

Q64. 新しい補装具や完成用部品についての知識はどのようにして入手していますか。（複数回答可）

- ・ メーカーや事業者を招いて研修会を開催している。
- ・ 学会等に参加して情報収集をしている。
- ・ 事業者のホームページ等から情報収集をしている。
- ・ 教科書や専門誌から情報を得ている。
- ・ 特に何もしていない
- ・ その他

A: 回答を図 16 に示す。

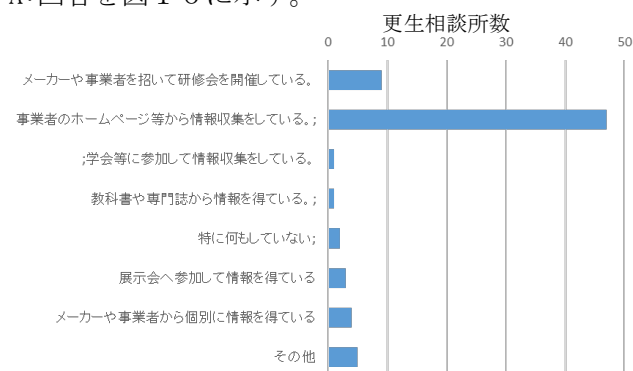


図 16 新しい情報の収集方法

インターネット経由での情報収集が圧倒的に多かった。「その他」として、テクノエイド協会や業界団体のホームページから、福祉機器展等の参加、更生相談所間の情報交換があげられた。

Q65 厚生労働省が支給制度に関する勉強会を開催したら参加しますか？

- ・ 是非とも参加したい。
- ・ できれば参加したい。
- ・ 内容によって参加する。
- ・ 参加しない。
- ・ わからない。

A: 回答を図 17 に示す。

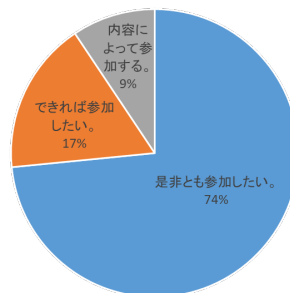


図 17 勉強会への参加 (n=64)

勉強会へのニーズがすべての施設にあった。

## D. 考察

補装具費支給事務取扱指針によれば、「補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、身体障害者福祉法第 10 条第 1 項第 2 号ニに定める補装具の処方及び適合判定の他に、市町村に対する専門的な知識及び技術に基づく支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具事業者に対する指導等の業務を行うこと」とされている。今回の調査結果から、専門的職員の配置状況、判定件数、情報収集手段等の実態が明らかとなった。

まず専門職員の配置について、常勤医師を配置している更生相談所は 10 施設にすぎず、多くは非常勤（嘱託を含む）である医師による医学的判定が行われている。また、「医師の配置はない」と回答した更生相談所も 3 施設あった。

これに対し、医療専門職の配置は多く、理学療法士、看護師、作業療法士が常勤、非常勤ふくめ、更生相談所の判定における重要な役割を担っていることが分かった。とくに理学療法士は半数以上の更生相談所に常勤職員として配置されていた。また、「医療専門職の配置はない」と回答した更生相談所も 9 施設あった。これに対し、補装具の中でも重要な位置を占める義肢・装具の専門職である義肢装具士を配置している更生相談所は常勤・非常勤合わせて 11 施設のみであり、常勤の義肢装具士を配置している更生相談所はわずか 4 施設であった。医療専門職の配置状況は、ほぼ各医療専門職の有資格者の人数に対応しており、義肢装具士が更生相談所に配置され

ていないことは、義肢装具士の有資格者数が少ないことも一因であると考えられた。また、義肢装具士は義肢・装具・姿勢保持装置の判定に8割の更生相談所で立ち合っているが、ほとんどが製作事業者の義肢装具士であり、判定の場においては、利益相反のない立場の義肢装具士が必要であると考えられた。

義肢・装具・車椅子・電動車椅子の判定件数については、装具が最も多く、次いで車椅子・電動車椅子、義肢の順であった。対象となったすべての補装具において、平均値と中央値が大きく異なっていることから、その分布がかなり偏っていることが示された。すなわち、更生相談所の所在地の人口と判定件数には相関があり、都市部と地方部では判定件数とそれへの対応が異なることが示唆された。また、来所判定と文書判定の関係は、義肢は来所判定の件数の方が多く、装具と車椅子・電動車椅子は文書判定の方が多かった。これは、義肢の判定がソケットの適合と部品選択が適切なのかを見極めるために来所による適合判定を必要とするのに対し、装具と車椅子・電動車椅子は来所判定が望ましいものの、判定件数が多いため来所判定に対応しきれない為であると推測された。

これらに対し、特例補装具の判定は極めて少なく、来所判定と文書判定ともに特例補装具が年間10件以下である施設がほとんどであった。特例補装具の判定会議の開催頻度も月に1回程度であり、判定会議を毎週開催している更生相談所は1施設のみであった。特例補装具の支給は時間がかかることがかねてから指摘されており、申請件数の少なさによる判定会議の開催頻度の低さがその要因であると推測された。特例であるにせよ、特例でないにせよ、補装具の必要性は障害当事者にとっては変わらないため、特例補装具が通常の補装具と同様に、迅速に支給するための運用の検討が必要と考えられた。

来所判定と文書判定の割合では、特に装具と車椅子・電動車椅子において、判定件数が多くなるほど文書判定が多くなる傾向が見られた。本来は来所判定をすることとなっている種目のうち、内規等により文書判定としている種目を設定している更生相談所は少なくない。補装具の申請件数に対して更生相

談所の対応力は十分でないことが示唆され、本来行うべき処方確認ができていない施設の理由として「処方確認を行う医師や専門職の人的余裕がないため」という回答に更生相談所の本音が垣間見えた。

支給制度が改正された際の市町村への周知については、研修会等を積極的に行っている施設が多く、更生相談所本来の役割を果たしていることが確認された。また、新しい補装具や部品に関しては、インターネットによる情報収集が主で、事業者による研修会のように実物を手に取ってみる機会は少ないことが示された。厚生労働省が勉強会を開催することの期待は高く、制度の理解と適切な運用を広めるためのニーズが確認された。

補装具の一部はこれまでの機械部品から電子部品へ移行するなど、補装具は技術の進歩により急速な発展をしつつある。それ故、補装具に関する情報はより多様化、複雑化し、それに対応する専門的知識も急速に増大している。このような状況に対し、現在の更生相談所の置かれる環境は必ずしも十分でないことを今回の調査結果は示していた。特に医師をはじめとする医療専門職の確保は重要課題と考えられた。今後の補装具を取り巻く社会情勢変化に対応するには、更生相談所の専門職のマンパワーの拡充、もしくは、少人数でも対応可能な制度運用の効率化といった、多様な角度からの検討が必要であると考えられた。

## E. 結論

全国の更生相談所77施設に対し、判定にかかわる職種およびその雇用状況、判定件数、制度に関する情報収集状況等について、アンケート調査を行った。その結果、常勤の医師や医療専門の不足が明らかとなった。更生相談所は支給制度の周知に勤めているものの、新たな情報獲得には厚生労働省からの情報提供が重要である。今後の補装具を取り巻く社会情勢変化に対応するには、更生相談所の課題を多様な角度から検討することが必要である

## F. 健康的危険情報

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

### 2. 学会発表

(発表誌名巻号・頁・発行年等も記入)

## H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

### 1. 特許取得

### 2. 実用新案登録

### 3. その他